

【仮訳】

第 5.X 章 加熱処理済みの常温保存のペットフードにおける OIE リスト疾病の管理

5.X.1.条 目的と適用範囲

本章の目的はペットフードの国際貿易を通じた OIE リスト疾病（1.2.章）の伝播を防止するためのガイダンスを提供することである。本章は陸生コードの 6.3.章と合わせて読まれるべきである。

ペットフードは、犬や猫の食用として商業的に製造、流通する飼料を意味する。本章は、加熱処理され常温保存可能なペットフード（以下「ペットフード」という。）に適用される。未開封の容器に入っている最終製品は、長期間室温で保存できる。

本章の目的は、ペットのおやつ（スナック）やペットが噛んで遊ぶものも含め、ペットフードの生産過程において推奨される措置への遵守を通じて、OIE リスト疾病のコントロールを確保することである。

本章の目的として、“ペット”とは犬と猫に限定されている。

5.X.2.条 ペットフードに特別な措置

ペットフードについて考慮しなければならない重点として、様々な動物種で、しばしば多くの国、地域又はコンパートメントに由来する原料が、混合されて最終産物になることである。しかしながら、本章でカバーされる製品は加熱処理されたものであるから、同じ国、地域又はコンパートメント由来の加工されていない製品に比べれば、製品それ自体は重大な動物衛生のリスクを引き起こすことはないであろう。

適切な輸入条件を決定する際には、動物由来のすべての種や原料の潜在的な動物衛生上の懸念に対処する必要がある。

所管官庁は以下の要素を考慮しなければならない。

1. 衛生措置は陸生動物コードの関連する章と動物由来原料の原産国、地域又はコンパートメントの動物衛生ステータスに基づくべき。すべての動物由来原料の産地が考慮されるべき。すべての原料は、最終的な用途を考慮の上、OIE の要件に合致するべき。
2. 原料が安全な産地由来であると認定することができない場合には、リスクの軽減のため加熱処理をすることができる。第 3 条の表は、疾病リスクの軽減のための適切な措置を

決定するために利用することができる。これらの処理は重複して行うのではなく、もっとも厳格な処理のみを適用すべきであり、これにより、明らかになった動物衛生リスクの全てに対応することができるであろう。

3. 処理施設での品質保証は、製品が要件に応じた扱いがなされたものであることを証明するのに十分であるべき。施設は加工記録を保存するべきであり、もし最低限の加工要件が満たされていないならば、システムは警告を与えるべきである。

4. 加工後、未加工原料によって最終製品が汚染されることを防ぐよう策定された方法によって製品を取り扱うべきである。

5. 加工施設は、要件を遵守していない製品を追跡して回収することができるような手順を設けておくべきである。

5.X.3.条 ペットフードからの生物学的ハザードの除去

ペットフードにおける生物学的ハザードは表 1 にあげたような多くの処理方法によって回避又は排除することができる。ただし、表の記載と同等と認められる他の処理方法も適用されるべき。

表 1. 動物由来の原料を含むペットフードの加工におけるリスク低減措置 (検討中)

生物学的ハザード	牛	羊	山羊	豚	馬	家きん	卵	ミルク
ブルータンク	NR (8.3.2 条)	NR (8.3.2 条)	NR (8.3.2 条)	NR	NR	NR	NR	NR (8.3.2 条)
口蹄疫	70°C/30 分(8.5.34 条)				NR	NR	NR	(8.5.28 条)
リフトバレー熱					NR	NR	NR	
牛疫					NR	NR	NR	
水疱性口炎	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
鳥インフルエンザ	NR	NR	NR	NR	NR	60°C/507 秒 70°C/3.5 秒 74°C/0.51 秒 (10.4.26 条)	60°C/188 秒 (10.4.25 条)	NR
ニューカッスル病	NR	NR	NR	NR	NR	65°C/14 分 74°C/5 分 (10.13.21 条)	57°C/26.6 分 (10.13.20 条)	NR
伝染性ファブリキウス嚢病	NR	NR	NR	NR	NR			NR
BSE	安全な物品 (11.6.1 条)	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
牛肺疫	(11.8.2 条)	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
アフリカ馬疫	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
小反芻獣疫	NR			NR	NR	NR	NR	NR
アフリカ豚コレラ	NR	NR	NR		NR	NR	NR	NR
豚コレラ	NR	NR	NR	70°C/内部 pH<6 (15.2.21 条)	NR	NR	NR	NR
豚水疱病	NR	NR	NR		NR	NR	NR	NR

NR は、衛生措置が課すべきではないもの。